

令和7年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金のお知らせ

1 事業内容

外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、外国人介護人材を受入れる（受入予定を含む。）介護サービス事業所等が実施する取組の経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助金の交付対象

区分	補助対象経費	補助基準額 (上限)	補助率
介護サービス事業所等が実施する取組	1 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 (1) 雇用予定の外国人介護職員が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 (2) 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費 (3) 介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費 (4) 多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費 (5) 外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費 (6) 外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るためにの教育・研修を受講又は実施するために必要な経費 (7) コミュニケーションの促進に資するような研修（介護技能実習評価者養成講習等）の受講経費	1事業所当たり30万円	2／3
	2 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 (1) 外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費 (2) その他外国人介護職員の介護福祉士資格取得に資する取組に係る経費		
	3 外国人介護職員の生活支援に必要な取組 (1) 外国人介護職員の孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費 (2) 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費 (3) その他外国人介護職員の生活支援に資する取組に係る経費		
介護福祉士養成施設が実施する取組	介護福祉士養成施設に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組 (1) 留学生向けの介護福祉士国家試験対策教材の作成に必要な経費 (2) 留学生的指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費 (3) 教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費 (4) その他留学生への教育の質の向上に資する取組に係る経費	1施設当たり30万円	2／3

3 補助金交付までの流れ

(1) 補助金交付申請書等を県長寿社会課に提出

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1-1又は1-2）
- ③ 所要額調査（様式第1号別紙2）
- ④ 対象となる外国人の受入れ（予定）を行っていることが分かる書類（介護福祉士養成施設の場合は、外国人留学生が在籍していることが分かる書類）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 補助事業に係る収支予算書（見込書）の抄本

※ 各様式（①～③）及び⑥についてはデータ、それ以外（④及び⑤）はPDFファイルにして下記メールアドレスあて御提出ください。

※ 申請書類の提出締切は、**令和8年1月30日（金）必着**です。

② 補助金の交付決定

③ 補助金請求書等を県長寿社会課に提出

【提出書類】

- ① 補助金実績報告書（様式第3号）
- ② 事業実績報告書（様式第3号別紙1-1又は1-2）
- ③ 所要額精算調査（様式第3号別紙2）
- ④ 補助金請求書（様式第4号）
- ⑤ 対象となる外国人の受入れ（予定）を行っていることが分かる書類（介護福祉士養成施設の場合は、外国人留学生が在籍していることが分かる書類）
- ⑥ 見積書、納品書、請求書及び支払いが分かるもの
- ⑦ 補助事業に係る収支決算書（見込書）の抄本

※ 各様式（①～④）についてはデータ、それ以外（⑤～⑦）はPDFファイルにして下記メールアドレスあて御提出ください。

④補助金の交付

【提出及びお問合せ先】

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護人材確保担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

T E L : 019-629-5444 Fax : 019-629-5439

E-mail : kaigo-jinzai@pref.iwate.jp